

随意契約及び見積省略理由書

工事名：堺泉北港 堺新港地区 高潮対策工事その5

堺新港地区の高潮対策事業は、教習所区間について令和4年度の完成を目指し、すでに施工中である西側区間の鋼矢板打設及び躯体嵩上げを「堺泉北港 堺新港地区 高潮対策工事その2（以下「その2工事」という）」にて実施するとともに、東側区間の同工種を施工する「堺泉北港 堺新港地区 高潮対策工事その3（以下「その3工事」という）」の施工を予定していた。

その2工事の着手にあたっては隣接する地元企業から、工事による騒音や振動の苦情、また工事に伴う交通規制により業務に支障が出ることから、工事期間の短縮が工事施工の条件とされていた。

このような中、令和4年9月14日開札のその3工事が不調となったことから、同工事を新たに一般競争入札で発注しては年度内完成が見込めないこと、また地元企業から工事期間の短縮が求められていたことから、工事の交通規制区間を延長し、東側区間のうち大きな振動や騒音が生じる鋼矢板打設をその2工事に変更追加し施工した。

その後、度重なる地元協議において、工事期間が延びることに理解が得られない状況となり、現在施工しているその2工事と連続して切れ目なく施工する必要が生じた。

一方、西側区間及び東側区間の施工にあたっては、交通管理者より工事区間が近接していることから一体的な交通規制及び安全管理を求められている。このため、本工事において実施する東側区間の躯体嵩上げ及びこれに関連する交通安全対策について、その2工事の受注者が一括して施工することが、工期の短縮及びこれに伴う交通誘導警備員に係る経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる。

以上のことから、本工事は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外のものに履行させることが不利であるとき）の規定により、その2工事の受注者である有限会社星光建設と随意契約を行うものである。

なお、本府財務規則の運用第62条関係第2項第1号（特定のものでなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴収を省略する。